



まちネット 寄居通信『さあ 手をつなご!』はみなさんの支援力がエネルギー源

憲法改憲

きめるのは私たちです!

2016年11月末、第1回自主憲法学習会開催

今まで憲法のことなどあまり考えることもなく暮らしてきた。日本が戦争に向かうなど到底考えられない、憲法はそんなに簡単にえられるものではないという思い込みがあった。が、一転、自民党の改憲草案に向き合い、驚きとともに危機感が募ってきた。そして、今回の、現行憲法と自民党改憲草案とを読み比べる自主学習会は、何となくではない、はっきりとした何が問題なのか自分たちで確認する作業となった。2回の学習会で憲法全文を取り上げることは難しいため、私たちの問題意識で、これぞ核心と思う項目に絞って、運営委員で分担した。今回の通信では、第1回目の学習内容を取り上げ、4月には第2回目の学習会の内容を、臨時号でお知らせする予定です。



かつて「ベトナムに平和を市民連合」の創設者として平和運動の先頭を歩いてきた小田実氏は、憲法前文への熱い思いを書き残している。

「日本国憲法の前文は、『平和主義の原理』を述べている。人類の崇高な理想を述べ、世界の変革の必要性を主張し、そのうえで、世界の国々よ、自国のことのみ考えるな、他国と一緒に平和で安全な、そして専制と隷属、圧迫と偏狭のない世界をつくる努力をせよ。私もその努力をするから、あなた方もやれと主張する憲法は、全世界でも見当たらない。

日本の平和憲法は、日本人だけのものではない。世界の人間すべてにとっての価値ある創造物である。どのような理由があろうとも、殺しあう事のない世界を作り出すこと。その理想世界実現のための法制度…その第1号として世界に現れたのが、日本の平和憲法だ。それは世界大への広がりを持った「普遍性」を持った憲法である。」

<1>日本国憲法前文について

平和主義の原理

日本国憲法前文は、大きく書き換えられている。草案では冒頭、現行の「日本国民は」が「日本国」へと国民から国家へと主語が変わり、さらに突然「天皇を戴く国家」へとつながっていく。明確に国民主権と言いながら、国家のための国民へと変わっている。そして「平和のうちに生存する権利」も削除された。大転換である。

さらに、昭和 22 年に文部省から発行された中学生向けの冊子「新しい憲法のはなし」において、「これから先、この憲法を変えるときに、この前文に記された考え方と、違うような変え方をしてはならないということです。」とある。敗戦後の大きな痛みからの反省としての、強い決意の一文だ。これらの後世へ残さなければならない基本原理を私たちは忘れてはいけない。どんなに時代が変わろうが。

< 2 > 第二章 戦争の放棄について

第九条 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸空海軍、その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

この短い2項目に表現された一切の武力を放棄した文面は、多くの人が必ず一度は目にしていると思う。このなかから、草案では、「永久」に削除し、さらに、2では、前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。と書き換えている。政府の九条解釈では、「自衛隊行使は、個別的であれ、集団的であれ、一定の条件の下、国家の自衛権として可能。正当防衛としての個別的自衛権は、主権を持ったすべての国は、認められている」としている。絶対平和主義を掲げた九条の解釈から大きく逸脱する。

さらに草案の目玉、国防軍が登場する。(右全文参照) 草案では、国防軍は公の秩序を維持する活動が憲法上可能となり、国内の表現規制等の治安維持活動を行う。また、「国民と協力して」は国民が国防しなければならないことを前提とする。あらゆる場面で思想統一がなされ、国家のための国民として統率され、これで晴れて戦争のできる国へと進んでいく。世界に誇れる憲法第九条の戦争放棄が消滅する。

いま日本は、平和憲法が志向する平和主義の道から大きく逸脱し、目前に、戦争ができる軍隊を保持することを提示されている。すべての戦争は、自衛の大義から始まっている。

この学習会での大きな課題は、「外国から突然攻めてこれたらどうするの?」に答えること。すでに、北

朝鮮からの弾道ミサイルの発射など、不穏な事件が繰り返される中、まさにこの素朴な問いに私たちがどのように考えていくのかが問われている。強大な武力に対抗する、さらに強大な武力へと、限らない戦いの道なのか、そして国防の名の下、戦争ができる軍隊を望むのか、生き方としての平和主義を貫く人たちを上げ、国を超えてつながっていく努力をしていくのか、現実には恐怖をあおるような報道の連続の中、自信をもって、それでも私たちは、国際紛争の解決手段として、武力の行使を放棄する九条を堅持していくのか。決めるのは国家ではない、私たち一人一人だ。平和は自分たちで作り出していくことを痛感している。

大北秀子

自民党憲法草案の新設 国防軍

第九条の二 (国防軍)

1 我が国の平和と独立並びに国および国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第1項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命もしくは自由を守るための活動を行う事ができる。

4 前2項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保証されなければならない。

第九条の三 (領土等の保全など)

国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

< 3 > 自民党改憲草案の新設

第九章 緊急事態について

第九十八条

内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

第九十九条

緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な支持をすることができる。

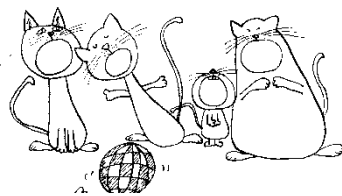
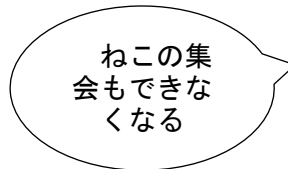
緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に関わる事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。

上記はいわゆる緊急事態条項の骨子ですが、意味することは時の内閣総理大臣が全権を持てる。ひとたび緊急事態が宣言されれば地方自治体も、また何人もその指示に従わなければならないということです。閣議にかけて、緊急事態の宣言を発するとありますが閣議決定がどんなものか今現在私たちがよく知るところです。この条項は、独裁政治を憲法の名のもとに可能にするものです。

他の部分がどんなに民主的な内容であったとしても、この条項さえあれば独裁への道は開かれるのです。

ちなみにこの条項に該当するものは現行憲法にはありません。国外からの攻撃には『武力攻撃事態法』、内乱には『警察法や自衛隊法』、自然災害には『災害対策基本法』などの法律で対処しています。

白井操子



< 4 > 第十章 最高法規について

「第九十七条」の削除

「この憲法が日本国民に保証する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」

人類の多年にわたる自由獲得とか、幾多の試練とか、将来の国民にとか壮大なスケール感ですね。大きすぎる・・・?! いえいえ、あの戦争が終わった後の人々に、どれだけ希望ある、明るい未来へのエールとして聞こえたかと思うと・・・目頭が熱くなります。

さて、基本的人権とは日本国憲法の三本柱の一つで、人間らしく生活するために、生まれた時から持っている権利で、大きく5つの権利、平等権、自由権、社会権、参政権、請求権に分けられるそうです。そして、これらを永久に保証している、とっても大事な九十七条、それが草案では削除されているんです。修正じゃなくて削除。大問題です。

誰もが差別されないで、人に迷惑をかけない範囲で自由にしてよくて、教育を受けられたり、選挙で代表者を選んだり、代表者になったりも出来、そうならないといいけどイザとなれば裁判をおこしたりも出来る。今の私たちには当たり前に見えるこれらのことが、実はこの九十七条でガッチリ守られていたんです。現行憲法の他のところでも、これらの権利はそれぞれ保証されているけれど、念には念を入れて、九十七条として決められています。それは、この基本的人権が非常に大事だから、取られないように守らなければいけないことだから。日本国憲法が発布された昭和21年の、あの戦争をくぐってきた人々が、将来の国民である私たちへ託してくれた大事な九十七条。そして、そのあり方が「気を付けて! 大事にしないとだから、憲法の最後の方に改めてしっかり書いといたから。」ってメッセージになっている。ああ、消されそうになることがあるかもって予感していたのか。

(K. Y.)

日本の宝

大島恵美子

憲法の前文と九条の戦争放棄は、日本の宝だと思っています。前文を読むと心が洗われる気持ちにさせられます。この大切な憲法を改憲しようとする動きの中で、第1回の勉強会があって参加しました。

古舘伊知郎のDVDは衝撃的でした。ニュースセッションはほとんど見ていません。この勉強会の時には、すでに古舘さんは番組を降板していた。この件をきっかけに、警鐘を鳴らしつつ報道の原点を投げかけて。

目を凝らしていこう

吉川かおる

折しも本日、2017.3.21「共謀罪」が閣議決定されました。「共謀罪」国の言う「テロ等組織犯罪準備罪」だが、この内容をみると1925年、68,000人の逮捕者、2,000人の拷問獄死者、そして冤罪を出した「治安維持法」にソックリだ。社会全体を萎縮させ、戦争反対と声高に言ったら即逮捕という忌まわしい戦前戦中だった。今回国会で可決し施行されれば市民運動や労働団体、生協にまで同じ惨禍を及ぼす可能性が出てきた。「メールや目くばせ」でも共謀として逮捕の理由になるという。詳しくは出回っている記事資料で詳細を得たほうがいい。国民の表現や言論の自由、集会、学習の権利が萎縮する事を誰かが目論んでいるんだろう。恐ろしい時勢になってくるぞ。

さて、まちネット寄居の憲法の自主学習会へ参加した。憲法学という学問分野やその道の専門家が存在するくらい「憲法」は一夜で語れない壮大な哲学的でもある思想なんだろう。それを自民党は変えようとしているのだからまずは私たちも学ばなければ…。どこをどう改憲したいのか？何のためにか？戦後、国民主権と平和主義、基本的人権の尊重を柱に民主主義と立憲主義を掲げてきた憲法に擁護され70年もの間私たちは安楽椅子に深く座ってきた。気がついたら椅子の片脚が折れて鉄砲の脚に替わってた、なんてことのないように目を凝らしていこう。今回は戦争の放棄 緊急事態 最高法規について学んだ。其々が自民党草案は非常に危なっかしい案に変えようとしている。それとは別に…。

以下、2016年7月の参院選の時に配布した「改憲中身の主な問題点9つのこまった！！」を紹介します。簡単ですが参考のほんの一助に。

改憲中身の主な問題点9つの「こまった」!!

- ① 主語「日本国民」⇒「我が国」「日本国」=国民主権の交代
- ② 天皇「象徴」⇒「元首」=天皇主権強化、国民主権の弱体
- ③ 「戦争の放棄」⇒「安全保障」=平和主義を骨抜き
- ④ 「自衛隊の発動を妨げない」=集団的自衛権を憲法で容認
- ⑤ 「個人として」⇒「人として」=国家のための個人となる
- ⑥ 「公共の福祉」⇒「公益及び公の秩序」=人権が制限される
- ⑦ 「表現の自由」=文化、芸術、集会、デモ、結社・・・制限
- ⑧ 97条⇒削除=基本的人権の永久不可侵性の宣言がなくなる
- ⑨ 「緊急事態」⇒新設=災害対策に名を借りて権力を内閣に集中、人権制限侵害される



寄居町議会基本条例策定へ

この10年来、多くの県議会、市町村議会で、議会改革の柱として議会基本条例が制定されてきた。議会内の議論を活発にし、公平で透明性の高い、また市民に分かりやすい議会活動とし、市民の議会活動への参加の場を確保するなど、議会の基本原則を定めた条例になっている。寄居町でも議会改革委員会が立ち上げられ、この条例の策定にたどり着いた。この基本条例策定は、町民にとっては大いに歓迎されること。今、パブリックコメントを募集している寄居町の策定案を一読してみた。

前文には、「住民自治の根幹をなす議会は、直接選挙によって選ばれた議員による町の最高意思決定機関及び議事機関として、」とある。議員は町の代表としての責任を重く受け止めるべく、議員を鼓舞した表現な

のか、単純に議会の権威付けなのか、いずれにせよとも違和感のある表現だ。一番身近な町議会にあって、あえてこのような権威を誇示することが必要なのか。議員は町民の代表なのだから任せておけと言わんばかりのようにもとれる。地方分権の時代、議会は議員だけではない、広く一般町民からの意見の反映、積極的な町民の参加を確保すべきである。私たちは、議員にすべて白紙委任しているわけではない。その他、欠如している視点など気になる項目がいくつかある。この条例案は、町民目線から検討すべきと思う。議会基本条例（案）は公民館、コミセン、役場で手に入る。あるいはインターネットの検索でも読める。パブリックコメントは、3月30日が締め切りだ。

大北

3月議会へ陳情書を提出しました。

「件名 放射性物質による環境汚染を防止するための法整備を求める国への意見書提出について」

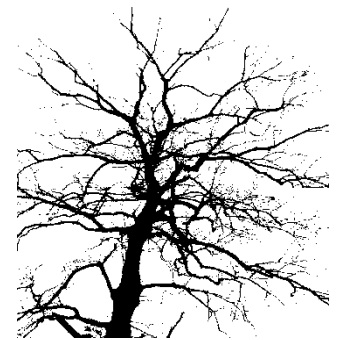
要旨

2012年6月、環境基本法が「改正」され、これまで適用除外となっていた放射性物質が対象となりました。さらに、大気汚染防止法、水質汚濁防止法においても同様に対象となりましたが、未だ環境基準、規制基準は未整備のままであり、土壌汚染対策法などは放射性物質適用除外規定がそのまま残されている状況です。自然環境を守り、誰もが安心して暮らせる社会を実現するため、そして被災者の救済のためには、法律の不備をこのまま放置しておくわけにはいかないと考えます。

よって、環境基本法「改正」を踏まえ、放射性物質による環境汚染を防止するための法整備を早急に進めるよう、国に対する意見書の提出を求めます。

3月23日、議会事務局より「賛成少数で意見書の提出は否決されました」という電話連絡を受けました。「通常、陳情書の扱いは、本会議の初日に内容を読まれるだけですが、今回は議員全員協議会に諮られました。その結果の報告です。また、今後も開かれた議会ということで、陳情書の扱い等検討してまいります。」というコメント付きでした。なぜ賛成できないのか主にどんな意見が出たのかを聞くと「全員協議会是非公

開のため結果の報告のみで内容はお知らせできない」と言います。これで開かれた議会なのかと思う一方、町議会へは、以前も国への意見書を求める陳情書を提出しましたが、その際にも「国レベルの問題を地方議会がどうこう言うのは如何なものか」という意見が大勢だったということを知りました。議員のこの体質が変わらない限り、国への意見書提出は届かないと痛感します。地方議会から市民の声を上げていこうと、取り組む自治体も多くある中、町は町、県は県、国は国といった、不可侵の変な思い込みがまだまだ根強い寄居町議会の実態が露呈した結果です。



家庭菜園講座だより

2016年度も、雨の日も風の日も雪の日も、全開催となりました。参加者は延べ117名。赤ちゃん、幼児、小学生も参加しての楽しい1年間でした。12月には、手づくりこんにやく、畑からとってきた野菜を使っただの鍋、持ち寄り盛りだくさんの料理が並んだ、リッチな収穫祭を今年も開催。菜園講座は月1回ですが、畑は毎日呼んでいます。時には獣や虫たちと闘い、太陽をいっぱい浴びて育った野菜たちは、最高の自然からの贈り物です。もちろん皆の愛情の賜物でもあります。2017年度も継続します。皆さんもちょっとしたぞきに畑に足を運んでみませんか。見学大歓迎です。



あったか〜い湯気の鳥団子鍋



あま〜いニンジン ハート形もあるよ



初めてこんにゃく作りに挑戦



芽が出たジャガイモ



ことしも、おいし〜！



ふたりで仲良く植えました



子どもたちが大活躍



編集後記

今年度の活動計画は、現在スケジュールたてをしています。今年も一見盛りだくさんの計画に見えますが、継続した活動内容がほとんどです。7月には、久々の段ボールコンポスト講座を開催予定。詳細は後日チラシをお届けします。もっともっとたくさんの皆様からのお声、参加をお待ちしています。

秀子